

# 横浜市の文化施設

その整備と運営の課題

蔵屋時也（財政局主査）

市民の文化活動の条件を整えるうえで、施設整備は行政の大きな役割の一つといえよう。本市の行政各分野で設置されている文化関連施設は、どのように整備され、運営されているのか。その現状を具体的にみて、今後の課題を考える。

## 一 はじめに

最近いろいろな分野において、文化問題が論じられており、その背景として次のような理由が考えられる。

まず第一に高度経済成長政策がもたらした各種の都市問題への反省から、市民生活の物的・精神的環境の重視であり、市民生活の質的側面への重視であろう。

第二は増大する余暇活用の問題である。

従来わが国では余暇を罪悪視するきらいがあったけれども、週休二日制等の一般化によって、もはや余暇は、個人的なものとして軽視できず、社会的にも大きな意味をもつようになってきたことであ

る。

第三に情報化時代における人間らしい生活への要求であろう。

爆発的な情報量の増加とたえまない情報の洪水に対し、市民がいかに自主的・主体的に生きていくかという問題である。

このほかいろいろ考えられようが、その根底には市民生活の総合的な水準の向上への要求があり、そのためにまた行政の役割が大きなウェイトをもって論じられているものと思われる。

文化に対する行政のかかわりはいろいろな面が考えられるが、行政が直接的に関与する大きな分野として、施設を中心とする文化環境の整備、創造が考えられ

る。

文化環境としての施設には、屋内施設と屋外施設が考えられるが、ここでは屋内施設をその対象とし、また従来のように文化即芸術と狭く解釈する必要もないと思われるので、文化活動に関連する施設をすべて文化施設として考えていきたい。

以下、横浜市の文化施設についてその現状と問題点を考え、最後に限られた範囲での施設整備の一助といたしたい。

- 一 はじめに
- 二 文化施設の整備状況と問題点
- 三 管理運営と利用の現状
- 四 今後の整備計画
- 五 文化施設への提案
- 六 おわりに

## 二 文化施設の整備状況と問題点

横浜市が今日まで整備してきた施設を、文化施設としての視点から、施設の内容、機能を中心にして「識るための場」「学ぶための場」「集い交わるための場」に分類し、その施設の対象圏域を想定して整理したのが、表一である。

文化施設を文化形成への働きかけの場として、その必要性から考えていくと施設の基本的なタイプとして次の二つが考えられている。

一つは、先の分類でいう「識るための場」としての博物館、美術館、科学館のように、市民の文化に関する情報やサービスを提供する施設で、その目的や機能が重視される施設である。

この施設は、施設内容や、設備の高度

表一 横浜市文化施設一覽

(52. 2. 1 現在)

	地 域	区 域	市 域
識 る ための 場			三殿台考古館 八聖殿郷土資料館 大仏記念館
学 ぶ ための 場	青少年の家 (56)	青少年図書館(4) 青少年会館 (3)	教育文化ホール 市民ギャラリー 野外音楽堂 図書館 (3) 婦人会館 婦人コーナー 青少年陶芸センター 勤労青少年センター 青少年野外活動センター 赤城山市民野外活動センター 三ツ沢青少年の家
集い交るための場	地区センター(4) 集会所 (3) 学校開放施設	公会堂 (13)	文化体育館 市民ホール イギリス館 平沼記念体育館

山内図書館・山内地区センター、大仏記念館については、未開館ではあるが、開館準備中ということでした。

化が要求されその配置も広域対象施設として、単独型が望まれる。

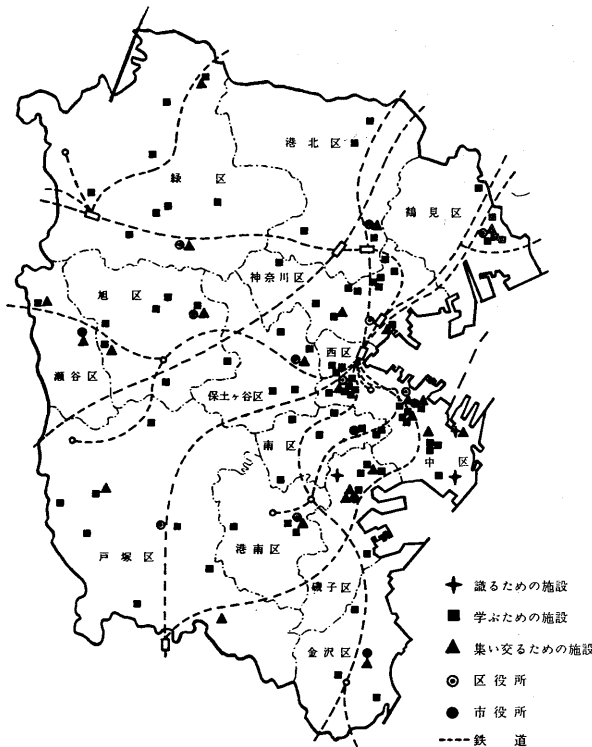
先の「学ぶための場」の中でも、その目的の純化が必要な音楽堂や図書館等もこのタイプの施設と考えられる。

もう一つは、先の分類でいう「集い交るための場」のように、施設それ自体が目的で、特定の目的よりも場や空間の設置そのものが目的とされる施設であ

る。

このような施設は、市民の日常生活の行動に合せ、適切な地点に適切な数だけ設置されることが必要な施設である。従ってこれらの施設は、多目的に利用できる複合機能を有する施設で、特定機能は二次的なものと考えられる。コミュニティセンターをはじめ集い交る機能を有する施設や、「学ぶための場」の中でも訓練や

図一 文化施設分布状況



発表などの性格の強い施設も、このタイプの施設と考えられる。

先の分類でいう「学ぶための場」としての施設は、この二つのタイプの間で位置し、文化についての情報やサービスを受けて展開したり、時には両方の機能を含め発揮することも必要な施設であろう。

文化施設の要望が増大するなかで、地域社会や市民生活と積極的にかかわりを持つ以前に領域の限定された目的や機能を重視し、地域の自主的な文化形成への要求よりも行政分野の専門性や目的性によって設置される施設では、問題がある。

このようなことを前提にして本市の文化施設の整備状況をみると、まず第一に各分野の施設が市中心部または区中心部に整備され、地域的に偏在していることである。特に「集い交るための施設」のうちその利用圏域が比較的限定される

地域的施設が少ないことは問題である。  
第二に人口二六〇万人を有する都市として、専門機能を有する「識るための場」の施設が少ないことである。これは広域的な施設として、県の施設配置とも競合する面があるので、今後県との協調も必要な施設であらう。

第三に、市民の利便性よりも行政の利便を考へて建設されているきらいがあることである。市民の利便性を考へて行政官庁のそばよりも交通の便のよい鉄道等の結接点等に設置していく方がよりベターな施設も多いのではないだろうか。図書館の整備が方面別に考へられているように、これから行政区にこだわらずに建設される施設も考へられる。

最後に、施設相互の関係が不明確なために、同じような機能の施設が重複したり、近接して建設される場合があることである。特に近時敷地の高度利用という面を重視するあまり、利用者の行動領域や施設の目的・機能等を考へず施設の複合化をはかる施設建設がみられることである。

以上は、これまでの人口急増や急激な市街地の拡大のためやむを得ない面があるけれども、今後は市民生活優先の立場から市民の自主的な文化形成の場として、新しい発想から施設の全体構想を再

検討し、長期的な視野に立った施設整備を進める必要があらう。

### 三 管理運営と利用の現状

先日、本市のある施設担当者が、次のような話をしてくれた。

「従来本市の施設整備といえは、予算を計上し、どのような内容の施設を、どこにどこに建設すればよいかということとしか頭になかった。華々しく開館はするけれども、利用者が少なかったり、市民の苦情が多かったり、どうも生きた施設になっていないようだ。これからは建設と同じように管理運営を重視していかないと施設を整備する効果が上らない」と。

施設の絶対数が少なく、増大する市民要望のなかで都市の体面を保つためにも、施設を建設することに意義のあつた今日までの実情からすればわからなくもないが、これでは片手落ちであらう。

施設整備といえどもひとつの行政であり、一定の目的を果すべく施設を建設し、その機能が効果的に発揮できる体制を保障し、その利用実態に応じた管理運営を常に社会情勢に対応させていくと共に、新しい施設建設に反映していくことが施設整備の基本であらう。その意味では、施設そのものは器で管理運営が中味

であり、その中味がいかにかに市民生活に行きわたるかが重要で、施設そのものは手段にすぎないのかもしれない。

本市は、今日まで施設の管理運営について、「行政主導型の排除」「市民参加の運営」という基本的な考え方で進めてきたと思われる。このような考え方のなかで、本市の文化施設はその機能を効果的に果しているだろうか。

次の表は、本市の施設を先の分類に従って、その管理運営形態、管理主体、行政の担当部門について表わしたものである。本市の施設の特徴として、この表からもわかるとおり、地域の運営委員会に委託している運営形態がかなり多いといえよう。

地域の運営委員会とは、地域の実情に応じた施設の管理運営を行なうため、地域の各種団体の代表者によって構成される組織である。

また、施設を担当する行政側の窓口が多いのも特徴的である。同じような目的を持つ「集い交わるための施設」として、文化体育館、市民ホール、イギリス館は、市民局市民部、平沼記念体育館は緑政局公園緑地部、公会堂は総務局行政部、地区センター、集会所は市民局青少年部というように、市民の利便性から、また文化施設として考へた場合、問題はなだらうか。

それでは、現実の管理運営や利用はどのようになっていだろうか。

### 二、三の施設についてみたい。

#### ○教育文化センター

教育文化センターに対して数人の市民から――

「教育文化センターの事業は、われわれにはさっぱり知らされない。広報ヨコハマでは既に終わった後か、二、三日前になってわかることが多い」

「教育文化センターは、夜利用させてくれない。われわれには勤務を終えてから使えない施設は意味がない。あそこは特定の団体と市役所の人間しか使えないのではないか」

「市民ギャラリーはいつもいっぱい、使用したくても利用できない。あそこは特定の団体で利用が独占されており、われわれがわりこむすきはない」

「大きな建物でありながら、利用されていないではないか。もっと活用すべきだよ」

これらの意見に対して、教育文化センターの担当者は――

「市民からPR不足とよくいわれるけれども、考へられる方法は十分やっている。PR不足はないはずだ。また夜間開放は、施設相互の関係や、器材・設備等の管理面から考へて、現状では困難だ。市民ギャラリーは利用希望者が多く、年

表一 文化施設の管理運営一覧

	施設名	管理運営型	管理主体	行政の担当部署	備考
識るための場	三殿台考古館	直営	教委・館長	教委・文化財課	
	八聖殿郷土資料館	"	"	"	
学ぶための場	教育文化ホール	直営	教委・館長	教委・教文センター	申込受付は行政
	市民ギャラリー	"	"	"	
	野外音楽堂	"	市・公園所長	緑・中部公園事務所	
	婦人会館	"	教委・館長	教委・社会教育課	
	婦人コーナー	委託	運営委員会	"	
	図書館	直営	教委・館長	教委・社会教育部	
	青少年陶芸センター	"	市・指導員	市・地域施設課	
	勤労青少年センター	"	市・館長	市・青少年部	
	赤城山市民野外活動センター	委託	管理人	市・青少年課	
	青少年野外活動センター	"	"	緑・管理課	
三ツ沢青少年の家	"	"	教委・体育課	"	
	青少年図書館	委託	運営委員会	市・地域施設課	
	青少年会館	{直営委託}	市・館長	"	
	青少年の家	委託	運営委員会	"	
集い交るための場	文化体育館	直営	市・館長	市・市民部	
	市民ホール	"	"	"	
	イギリス館	"	"	"	
	平沼記念体育館	"	"	緑・公園緑地部	
	公会堂	直営	市・館長	総・区連絡調整課	
地区センター	{直営委託}	市・館長	市・地域施設課		
集会所	委託	運営委員会	"		
学校開放施設	直営	教委・学校長	教委・体育課		

度当初にその年の利用計画をきめてしま  
うので、途中から利用する場合は限られ  
てしまう。そのような場合には前もって  
相談してほしい。教育文化センターは、

いろいろな施設の複合で、特に先生方の  
研修施設である教育センター等があるの  
で利用されていないようにみえるかもし  
れない。われわれも各種の文化事業をで

きるだけ提供したいと思っ  
ても、予算の関係や社会教育課との関係も  
あって十分だとはいえないと答えてい  
る。

○公会堂

各区に一館ある公会堂についてある市  
民は――

「あれだけの施設があるのに何故もつ  
と利用されないのだろう。役所側の行事  
のためにあるのではないのだから、もう  
少し活用を考えていくべきではないか」  
「区役所に行くたびに思うけれども、  
いつも使われていない。興行でもやっ  
たらい」

ほんとうに利用が少ないのだろうか。  
次の表は、昭和五十年の利用状況を件  
数で表わしたものである。

平均的と思われる旭公会堂を例にとる  
と、全館利用は一カ月に一回ぐらい、講  
堂(六〇〇人収容)は一カ月平均九・二  
回、会議室・和室の利用は、延一カ月平  
均四・五回、旭公会堂には会議室二室  
(五四人、二〇人)和室二室(二五人、二  
〇人)があるので、一部屋平均月一〇回  
ぐらいの利用回数である。特に一日に午  
前・午後・夜間と三回の利用区分が考  
えられるので、みる人によっては、利用さ  
れていないようにみえるかもしれない。  
これに対し、総務局区連絡調整課の担  
当者は――

「たしかにそのようなことがいえるか  
もしれない。もっと利用してもらいた  
いと思っっている。公会堂は、市民の集  
会や各種行事のための貸館であり、自主事業

表一 昭和50年度公会堂利用状況

	利用件数				利用人員 人
	全館	講堂	会議室等	計	
鶴見公会堂	35	189	530	754	60,512
神奈川会館	6	126	130	262	34,362
西公会堂	26	73	412	511	47,918
開港記念会館	2	152	1,397	1,551	139,686
南公会堂	10	93	300	403	42,765
港南 "	8	90	285	383	41,431
保土ヶ谷 "	27	145	621	793	63,439
旭子 "	14	111	532	659	71,486
磯子 "	29	162	666	857	88,176
磯金沢 "	16	133	815	964	68,196
港北 "	—	368	—	368	117,654
緑谷 "	17	140	495	652	72,688
瀬谷 "	48	65	485	598	61,672
計	238	1,847	6,668	8,753	909,985

等を行なうことは考えていない。ただしいろいろな行事に対応できるように、例えばロビーや廊下等の展示会用に展示装置とかパネルをそなえよるとか、施設の改善はやっていきたい」と答えている。

○地区センター

地区センターは、地域施設として整備され、その管理運営は希望が丘、本郷地区センターが運営委員会への委託、磯子、山内地区センターが直営と、その型態が分れている。

地区センターに対して、数人の市民から「地区センターの利用時間は、夜は九時までだが、勤務先から帰って夕食をす

またある市民は——

ませ、それから利用するとなるとどうしても七時から七時半になってしまう。一時間や一時間半ぐらいでは何もできないので利用しない」

「地域の代表者によって運営されるときいているけれども、どこの誰が運営委員か、意見があってもどこへ持っていけばよいのかわからない」

またある運営委員は——

「われわれは定期的に運営委員会を開いて、市からあずかった施設を立派に運営している。使う人は何もしないで文句ばかりいう。特に職員は、安い月給で夜遅くまで大変だよ」

またある市民は——

またある市民は——

表一 4 希望が丘地区センター利用状況 (50年度)

	利用者総数(人)	利用割合(%)	1利用者
			日平均数(人)
幼児	2,251	3.8	7.7
小・中	25,800	43.5	88.1
高校生	3,345	5.7	11.4
一般	27,793	47.0	94.9
計	59,189	100	202.1

「磯子地区センターは、市で管理運営しているが、年に一回や二回の運営協議会では、市民の意見は反映できないのではないか」

このような意見に対し、市民局地域施設課の担当者は——

「夜の閉館時間については、できるだけ弾力的に運営してもらいたい、職員の勤務時間等の問題もあってなかなかむずかしい。地区センターは、地域施設として地域の実情に適した弾力的な利用ができるように、地域にその管理運営をお願いしているけれども、現実には思うようにはなっていないようだ。磯子地区センターは、図書館や老人福祉センターとの複合施設のため、統一的な管理運営が必要なので、区役所の直営施設となっている。」

特に磯子地区センターは、地域施設というよりその立地条件や他施設との関係から、区全域を対象とする、区民の自主

「青少年会館は、立派な施設が多いのに昼間はほとんど使われていない。施設が少ないのだから空いている時間は、一般に開放すべきだ」

「青少年会館は、立派な施設が多いのに昼間はほとんど使われていない。施設が少ないのだから空いている時間は、一般に開放すべきだ」

「青少年会館は、子供達が学校に行っている間は一般の利用に開放し、また図書館が少ないのだから図書の出等もやってほしい」

「青少年の家は青少年が使う施設なのに、現実には青少年の利用よりも町内会等の大人の利用が多い。青少年の家の実態は町内会館と同じようであり、ところによっては町内会の行事等に独占されている」

施設を実際に管理しているある職員は「青少年会館の一般開放は、青少年の利用に支障のない範囲で現実的に処理している。現状ではこれ以上一般の利用を多くすることは困難だ」

「青少年図書館の一般利用や図書の貸

「青少年図書館の一般利用や図書の貸

出については市民の要望も強く、われわれも実施したい。しかし運営委員会とはいつても名ばかりで、年に一〜二回の委員会を開く程度で、それ以外はすべてわれわれがやっている。館長を含め三人ぐらゐの陣容で、また委託職員ということ非常に悪い労働条件で働いている。このような現状では、やりたくてもやれる体制ではない」

このような意見に対し、市民局地域施設課の担当者は――

「青少年会館の一般開放は、施設不足の折、市民の要望もあるので、一般の利用もできるように考えていきたい。青少年図書館は青少年の勉強の場として設置したものであり、その意味では図書館ではなく読書館である。職員は地域で時間のあるお母さん方やボランティアの方々に、子供達のお姉さん役、お母さん役としてめんどうをみてもらっている。しかし近頃若い人達が増えてきており、この若い人達を中心にして待遇改善等の問題がでてきている。図書の出出については、五十二年度から一部実施していく予定になっているので、そのなかで検討していきたい。青少年の家は、施設規模が小さいこともあって、利用する人が地域的に集中していることもあってそのようにみられているのではないか。」と話している。

## ○学校開放

横浜市の学校開放の開始は、全国的にも早く、また数も多い。

昭和五十一年度では、本市の小中学校数三四八校に対し、開放校三二〇校、開放率九四・一％に達している。

学校開放に対する主な意見は――

「学校を借りるのは、手続きがめんどうで使いにくい、それにいろいろな面で厳格すぎる」

「学校が使えろというけれども、なかなか貸してくれない。学校を使えるのはPTAの人たちだけだ。あれではPTA開放だよ」

「学校は特定の種目の運動にしかかしてくれない。種目を限定しないで、もう少し自由に使わしてほしい」

これに対し管理する側の学校長は――

「施設不足の実情からできるだけ開放しようと努力している。しかし無責任な利用者が多くて困る。学校は他の施設と異なり子供たちが勉強をする場であり、利用する側にもそれなりの意識をもってもらいたい。開放中に事故でもおこされたらわれわれの責任になってしまう」

教育委員会体育課の担当者は――

「学校開放の問題は、管理運営の問題につきる。現在のやり方では、学校長に責任の大半があり、教職員にもいろいろな影響を与えている。それなりの体制を

整備しないとうまくいかない。ただでさえ狭い学校施設に他の機能を付加しようとするなら、当初から敷地を広くとるか建設時の施設配置を考えると、施設の改善、増築等総合的に進めていく必要がある」と答えている。

以上のような話を総合するとかなり問題点があるようである――

まず第一に、本市の基本的な考え方である「行政主導型の排除」「市民参加の運営」が、行政側とそれを受ける市民側の間に、かなりの意識の「ずれ」があり現実面ではうまく作用していないようである。

第二に貸館的な管理運営が多く、施設毎にバラバラな運営がされ、そのため有機的な施設の活用がなされていない。

第三に、受身の管理運営と形式的な運営が多く、積極的な地域社会との接触が感じられない。

第四に、機能や対象圏域の異なる施設も同じような考え方で運営がされ、施設の特徴がなく、生きた施設となっていない面がある。

## 四 今後の整備計画

各種の市民意識調査によると、図書館をはじめ集会所、レクリエーション等の文化施設に対する要望が非常に多くなって

おり、また今後も増加することが予想される。

このような市民の欲求に対し、横浜市はどのように対応しようとしているのだろうか。

本市の主要施策の長期目標である「横浜総合計画」によると、文化施設の整備計画は次のとおりである。

それでは、この計画が具体的にどのように進められているのか、各施設関係者の話を総合すると、次のようだ。

## ○図書館

市民に対する図書館サービスは、できるだけ市民の日常生活のなかにいきわたるよう計画されることが望ましい。

しかし現実の実現可能性から考えて、当面方面別に八館を整備することに全力をあげていく。

現在二館の整備が終り、他に一館を建設中で、特に磯子図書館の利用実態から、利用圏域が当初の予想よりかなり広く、また利用冊数も他の図書館に比べ四〜五万冊(年間)と非常に多いことから、方面別に整備が完了した時点ではかなりの市民サービスが可能となろう。

## ○地区センター

地区センターは、地域のいろいろな人が、多目的に利用できる地域施設として計画され、今日までに四館の整備が終り現在二館が建設中である。

総合計画では、二〇館の建設が予定されているが、当面一区一館の目標で進めている。

ただ地域施設としては、一区一館や全市二〇館程度では無理があり、また敷地の確保がますます困難になっていることや、建設費の増嵩等から、従来と同じ方針でよいのかどうか問題がある。

あくまで地域施設とするか、図書館や地域体育館等を複合して区民センター的施設にし、機能の拡大をはかるか検討の時期に来ている。

### ○地域体育館

各区に一館の地域体育館を建設する構想については、現在施設の機能・内容等について関係者による検討を進めている。具体的な建設段階ではないけれども、市民の動向や学校開放、他施設の整備状況等も勘案して早急に実現化していきたい。

その他、青少年宿泊施設については、五二年度に金沢の野島に建設をはじめることになっているが、その他の施設については今のところ具体的な計画はない。

## 五 文化施設への提案

今日的意味の文化行政は、次のような課題をもっていると思われる。

社会経済両面に亘る急激な変化から、

市民生活の新しい社会秩序が求められ、地域社会における生活全般に亘る社会的サービスの充実、それも単に物的生活環境だけでなく、心理的精神的環境も求められていることである。

特に市民の自主的な文化形成にとって不可欠の条件として、生活共同意識、緊密なコミュニケーション、それに伴う住民相互の連帯感が重要な要素と考えられ、文化行政が市民生活や地域社会の包括的水準の向上の一環として、文化水準向上への働きかけであるとすれば、コミュニケーション形成の課題とも一致する面が多いことである。

次に既存の行政の体系を超えた問題性をもっており、教育行政の一部としてしかとらえられなかった従来の文化行政と異なり、余暇、生涯教育、ライフサイクル、社会福祉、コミュニケーション等、行政全般にかかわる性格をもち、従来の個別的な行政の体系では対応が困難であるということである。

### (一)整備上の課題

以上のようなことを前提にして、今後本市の文化施設を整備するに当って検討を要する問題として、

①従来、文化施設といえは教育施設と合体して考えられたり、各行政分野の専門性やセクショナリズムによって整備され

ることが多かったけれども、今後は新しい意味の文化施設という視点から「識るための場」「学ぶための場」「集い交わるための場」としてとらえ、それぞれの施設機能、対象とする年齢層、施設の対象圏域、利用者の行動領域等を考え、それに地域の要望や地域条件および本市の方針を加えて、新しく施設体系を検討し、有機的な文化施設の全体計画を考える必要がある。

②施設建設における市民要望、市民参加体制の確立とそれに対応する行政のとりくみの問題である。

従来地域要望といながら、現実には共通理解にもとづく意見ではなく、一部の人の意見であったり、行政側の机上意見であったりかけ声だけの市民参加に終わっているきらいがあり、今後地域・行政・建築専門家それぞれの役割と協働による施設建設を進める体制がまず必要であろう。特に地域施設は、地域住民がサービスを受ける客体・受益者という立場よりも、行政に対して主体として、共同所有者としての自己認識が不可欠な条件となるからである。

③地域住民の自主的な管理運営を図る「委託」といながら、管理運営の大部分を行政の取扱い規定や予算面で規制し、行政の下請的な面が多いので、真の市民参加による自主的な管理運営ができ

る体制を整備する必要がある。

施設の管理運営を地域に委託する場合には、その施設が、日常生活次元を対象とし、住民諸階層の自主的な活動が展開される施設であり、その施設に地域の住民がなんらかの帰属感なり、愛着感を持ちうる施設であることを、基本的な条件として考えておく必要がある。

④文化形成の過渡期としての現在、施設職員の役割が非常に大きいことである。

市民の自主的な文化形成にとって、文化に関する各種のサービスや情報の提供、文化活動の援助、地域社会への積極的な接触は、施設職員の欠くことの出来ない役割である。

⑤文化施設の整備は、人間環境の創造として、また憲法の「文化的最低限度の生活」を保障する今日的意味あいから、本市だけでなく国や県・企業や個人の参加も含めて考えることが必要である。

特に企業については、企業所有の施設開放をはじめ、一定の社会的責任の負担が要請される。

⑥従来、敷地即建物という施設建設が多けれども、地域文化環境の創造として、できるだけオープンスペースの確保や緑化、建物のデザイン等周辺環境に対する配慮が大切である。以上のような点が考えられる。

表一5 「横浜市総合計画—1985」にみる文化施設計画

項 目	区 分	施 設 名	
文化・体育レク リエーション	文化施設	図 書 館	中央図書館 1 (市図書館の拡充) 方面別図書館 8 移動図書館 10
		市民ホール	現・市民ホールの改築
		市民文化センター	演劇・音楽の鑑賞、市民の自主的な文化活動のための総合的施設
		美術館	市民の美術の創造と鑑賞のための施設
		郷土資料館	本市の出土品等の文化財を展示・保存
		近代史資料館	横浜の歴史・資料を展示・保存
	体育・レクリエーション施設	地域体育館	各区1館、計14館設置
		市民野外活動センター	市外 2 (赤城山は除く) 市内 1
地域社会	地域施設	地区センター	方面別に20館建設(4館整備済み)
社会福祉	青少年施設	児童文化センター 宿泊研修施設	青少年の芸術、科学、スポーツ等の総合施設 青少年の共同学習、団体生活の訓練施設

(一) 地域文化施設

本市の文化施設の現状と課題から、当面整備の重点は市民の日常生活を中心とする地域文化施設即ちコミュニティ施設をどう整備していくかにあるといえる。

地域文化施設は、コミュニティ形成の一環として地域社会のすべての人のいろいろな文化活動に開放される多目的な機能を有する複合施設として、その管理運営も地域に開放されることが望まれる。

しかしながらこのような地域文化施設をその施設内容や配置数、本市のおかれている現状から考えて、全市的に新しく整備していくことは、現実の問題として不可能であろう。

新しい文化形成に対する社会の要請や市民の強い要望のなかで、このような地域文化施設を整備していく方法としては、現在進められている学校開放を改めて、市民の自主的な文化活動のための地域文化施設として積極的に発展させていく以外に考えられない。学校はなんといっても地域社会にとっては中心的存在であり、地域文化形成にとって欠くことのできない役割をもっている。

学校と地域社会の新しい関係を創造しようとする積極的な理由として、次のようなことが考えられる。

まず第一に地域社会における人と人の結びつきは、学校を通じてそのキッカケ

ができる。

第二に子供たちにとって、学校は自分たちの生れ育った地域の学校としてその精神的支柱の大きな要素である。

第三は住民にとって、学校はその伝統的な意識から文化形成のシンボリックな意味をもつ。

第四に社会情勢の変化から学校も地域文化と別個、独立な存在ではなくその一員として、その役割を果たしていくことが要請されていること。

第五に地域社会にとって学校に関連する地域環境の整備が大きな課題である。

地域文化施設として、学校施設の活用を進める場合に、まず管理運営上の問題を解決しなければならない。

現在の学校開放で指摘されている学校長の責任を一定時間以後地域文化施設として、地域の責任によって管理運営していく制度をまず考える必要がある。その場合の地域体制は、従来のような既存団体中心の運営委員会ではなく、地域に新しく生れている各種のサークル等機能集団を中心にして、学校、PTA等を主要メンバーとすることが望まれる。

サークル等の機能集団は、近時地域に数多く結成されており、その一例として神奈川区西菅田団地をみると、

古典サークル(清元)、手芸、舞謡(三グループ)、書道、民謡(三グループ)、



鎌倉彫、うたい(二グループ)ママサン  
バレエ、壮年ソフト、ゴルフ、少年剣  
道、少年野球、少年サッカーの一九グ  
ープができています。

次に基本的には、中学校よりも小学校  
施設の活用を考えるべきであろう。

小学校は大人には使いに、面はある  
けれども、中学校の部活動や終業時間ま  
たは地域社会における小学校の役割等を  
考えると、まず小学校を第一義的に考  
えるべきであろう。

施設内容については、既設校の場合に  
は、一定の施設を附加すると共に新設校  
においては設計段階から意図的に施設内  
容を検討し、その利用方法、それに伴う  
施設的设计、管理運営、予算等、地域、  
学校、行政の十分な話し合いのもとに進  
めることが必要であろう。

また図書館とのつながり、学童保育の  
関係、老人や身体障害者への配慮等は、  
常に考えておく必要がある。

次に日常の管理運営を行なう職員は、  
地域、学校、行政の接点としての役割を  
認識する専任職員の配置が、必要不可欠  
であろう。

それには地域のボランティアの参加や  
横浜ボランティア協会等の積極的な協力  
を得ることも今後必要とならう。

### (三) 広域文化施設

広域を対象とする文化施設として、本  
市では、区全域及び全市域を対象とする  
施設が考えられる。

地区センターは、地域施設として計画  
され整備されているけれども、磯子地区  
センターのように広域的な施設とも考  
えられ、また一区一館や全市で二〇館で  
は、日常生活次元を対象とする地域施設  
とするには、無理があらう。地区センタ  
ーが、このような整備計画なら地域文化  
施設の中心的施設として、地域相互の交  
流や区における文化活動の発表のため  
の広域対象施設として考えざるを得ない。

このような広域を対象とする「集い交  
わるための場」は、数多くあることに  
したことはないが、その利用効率、他の  
公共施設整備との関連を考えると、その  
目的は公会堂でも十分果しうると考  
えられ、地区センターと公会堂の関係を再  
討する必要がある。

地域体育館については、そのスポー  
ツ、レクリエーション機能から考  
えて、また地域相互の交流や区民意識の涵養の  
面から区域対象の施設として、一区一館  
の建設が必要であらう。そして、地域体  
育館に一定の集会機能を附加してい  
けるのではないかと思われる。

図書館は、方面別に建設が考えられて

いるが、図書サービスという機能から考  
えると、必ずしも行政区にこだわらな  
くてもよい施設であらう。ただ図書館の場  
合には、地域文化施設等にそのサービ  
スポイント等を設置していくことが、方  
面別八館の条件とならう。

広域対象施設で、とくに検討を要する  
点として、敷地の高度利用をはかるた  
め、施設の複合化をはかる場合がある。

広域対象施設特に全市対象施設は、そ  
の配置圏域の面から、その目的、機能が  
重視され、施設内容も高水準を保つこと  
が要求されるので、複合する施設の目的  
や機能をよく検討して、複合、併設、単  
独と分けていかないと中途半端な施設に  
なったり、機能の減殺が考えられ、雑居  
ビルのような施設になるおそれがある。

### (四) 既存施設

文化施設は、常に市民の日常生活や地  
域社会に開かれたものでなければなら  
ず、そのためには、既存施設も市民の要  
望や地域社会の動向に応じて、機能の附  
加や変更をし、管理運営を社会の情勢に  
対応させていくことが、必要である。

このような意味で検討を要する施設と  
して青少年の家と青少年図書館がある。  
青少年の家は、その施設規模や利用実態  
から青少年教育施設として維持するに  
は、無理な点があるので、老人憩の家や

地域のお母さん方が自主的に自宅を開放  
している地域子供文庫等の場に転換して  
いくことも考えられる。

青少年図書館は、青少年の読書館とし  
ての機能を持つが、その機能自体は、今  
日においてはそれほど重視する必要はな  
く、新しい機能を附加していく時期に  
来ているものと思われる。

方面別図書館との関係を明確にすると  
共に、将来的には、子供対象の図書館と  
しての機能と、地域子供文庫のセンタ  
ー的施設として、また児童の文化創造の場  
としての機能を合せもつ施設に転換して  
いくのも一つの方法ではないだろうか。

### 六 おわりに

今後、文化形成は、地域・行政にと  
つて、その施策の大きな指標となること  
が予想される。

文化行政に限らず市民の日常生活を視  
点とする地域総合計画の策定等、地域住  
民生活サイドに立った「足」で築く行政  
の推進が、より強く要請されているとい  
えよう。

地域文化施設の整備が、このような行  
政施策の拠点として、また地域社会の核  
づくりとしても意識され、展開されるな  
らば、市民生活優先の行政へ、確実な第  
一步と考えられる。